



【2008.11.18】 <TOIPCS>

■ 監督指導による賃金不払い残業の是正結果

－平成19年は約272億円－

◇ 厚生労働省においては、(平成20年10月24日報道発表)平成19年4月から平成20年3月までの1年間に、全国の労働基準監督署が割増賃金の支払いについて、労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を下記のとおりまとめました。

- (1)是正企業数 1,728企業(前年度比49企業増)
- (2)是正金額 272億4261万円(前年度比約45億円増)
- (3)対象労働者数 179,543人(前年度比3,018人減)
1企業平均 1,577万円 労働者平均15万円

◇ 賃金不払残業(所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいう。いわゆる「サービス残業」のこと)の解消については、平成13年4月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定し、重点的に監督指導を実施しています。

◇ 是正金額が増え、対象労働者数が減少したという上記結果を見ますと、1人あたりの不払残業の金額が増えているということが出来ます。自民・民主両党でも、国会で継続審議となっている労働基準法改正案について協議し、「月に『80時間を超えた部分』については賃金割増率を50%とする」となっているのを、『60時間を超えた部分』と修正することで合意しています。これにより、改正案は今国会で成立する可能性が高くなったとみられることから、ますます労働時間管理、割増賃金支払いに関する関心が高まるものと思われれます。